（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一　第二条第一号の出力装置	第八十五号
二　第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	（略）
二の二　第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	（略）
三～三十八　（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
第二条第一号の出力装置	8以上
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	（略）
第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	（略）
（略）	（略）

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第二条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第六号及び第七号を除く。）を添付しなければならない。	2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあっては、第四号、第六号及び第七号を除く。）を添付しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	七　次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面
イ　（略）	イ　（略）
ロ　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号又は第二号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止	ロ　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式についての指定の効力の停止
ハ～ヘ　（略）	ハ～ヘ　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第七項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
（新設）	（新設）
一　第二条第一号の空気入ゴムタイヤ	（略）
二　第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	（略）
三～三十八　（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特定装置の種類	a
（新設）	（新設）
第二条第一号の空気入ゴムタイヤ	（略）
第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	（略）
（略）	（略）